

産業活力再生特別措置法(産活法)について

➤ 概要

産業活力再生特別措置法(産活法)は、生産性向上を目指す事業者の方に事業計画を立てていただき、大臣が認定した計画に対して、会社法や税制などの特例措置により政策支援を行う法律です。

(経済産業省HPより)

計画類型は下記の通りです。

A、事業再構築計画

B、経営資源再活用計画

C、共同事業再編計画

D、債権放棄を含む3計画

E、事業革新設備導入計画

X、技術活用事業革新計画

Y、経営資源融合計画

➤ 経済産業省HP

http://www.meti.go.jp/policy/business_infra/index.html

➤ 平成19年改正 産業活力再生特別措置法認定ハンドブック

http://www.meti.go.jp/policy/business_infra/downloadfiles/080702handbook.pdf

産業活力再生特別措置法(産活法)について

➤ 登録免許税の軽減

租税特別措置法 80条1項	措置の内容		本則	産活法	軽減率
1号	会社の設立、資本金の増加		0.7%	0.35%	0.35%
2号	合併		0.15%	0.1%	0.05%
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)		0.7%	0.35%	0.35%
3号	分割		0.15%	0.1%	0.05%
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)		0.7%	0.35%	0.35%
4号 (売買)	不動産の所有権の取得	土地	1.3%	1.6%	なし(※)
		建物	2.0%	1.6%	0.4%
	船舶の所有権の取得		2.8%	2.3%	0.5%
5号	合併時	(不動産)	0.4%	0.2%	0.2%
		(船舶)	0.4%	0.3%	0.1%
	分割時	(不動産)	0.8%	0.2%	0.6%
		(船舶)	2.8%	1.2%	1.6%

租税特別措置法72条を優先し、不適用

■は特に大幅な軽減が図れると思われるもの。